

ご利用上の注意事項

・劇用車の予約方法について

一、劇用車のみのレンタルは行なっておりません。

※弊社スタジオを、ご利用になるお客様が対象となります。

二、みずほ台井上病院スタジオで車道の走行または、他スタジオでの劇用車使用の際は、「専属ドライバー」に運転をお願いする為、撮影日の三日前までに劇用車を利用する旨を予約センターまでお伝えください。

三、劇用車をご利用できないスタジオが、一部あります、事前にお問い合わせください。

・敷地内での劇用車について

一、原則敷地内のみでのご利用となります。

二、当日、敷地内のご利用に関しては、警察署への許可や届け出は必要ありません。

三、赤色灯やステッカー類のご利用は敷地内であれば、いつでもご利用頂けます。

※但し、夜間や早朝時は、周辺環境に配慮してもらうようお願い致します。

四、車両の運転は原則スタジオスタッフが行います。

五、車両内での撮影も可能です。但し、喫煙や飲食による臭いまたは、汚れが予想される場合には、事前の打ち合わせが必要となります。

・敷地外での劇用車について

一、車道を走行する撮影は、お客様に道路使用許可及び、管轄の警察署へ撮影許可を取って頂きます。

二、パトカーの敷地外移動は仮ナンバーが必要となります。

※事前にスタジオスタッフと打ち合わせをお願い致します。

三、パトカーの仮ナンバー取得申請はスタジオスタッフが行います。

※ミニパトカーの仮ナンバー取得申請は必要ありません。

四、車道を走行する際は、「専属ドライバー」に運転をお願いする為、別途料金が掛かります。

使用日・時間・走行場所等を劇用車担当スタッフがおお客様と打ち合わせをし、後日「専属ドライバー」と劇用車担当スタッフで料金を決めさせていただきます。

・みずほ台井上病院スタジオ以外での劇用車について

一、他スタジオへ車両を移動する際、「専属ドライバー」に運転をお願いする為、別途料金が掛かります。

使用日・時間・走行場所等を劇用車担当スタッフがおお客様と打ち合わせをし、後日「専属ドライバー」と劇用車担当スタッフで料金を決めさせていただきます。

二、車道を走行する撮影は、お客様に道路使用許可及び、管轄の警察署へ撮影許可を取って頂きます。

撮影機材の接触による車両への損傷または、取扱いによる損傷破損につきましては、賠償を請求させていただきます。